

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



環境森林部長賞

工 事 名 : 平成21年度林地荒廃防止施設災害復旧事業
広瀬側No.1地区

施 工 者 : 株式会社 宮本組

工事概要 : 防潮護岸工 L=50m
消波工(異形ブロック) 141個
天端被覆工 L=50m ほか

発 注 者 : 中部農林振興局

取組の概要

本工事は、海岸部の厳しい現場条件のもと、波高観測データ等により作業の安全を確認した上で施工を行うとともに、現場作業員の健康管理や熱中症対策に積極的に取り組んだ治山工事です。また、統括安全衛生管理義務者として、労働災害防止のための調整はもとより、周辺住民など関係者との調整を積極的行いました。

これらの取組は、その工夫や努力が極めて顕著であり、地域住民からも大いに喜ばれました。

7

2012.JUL

No.453

目 次

◇平成24年7、8月行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（6月分）	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第3回常務理事会を開催	3
2. 第2回宮崎県県土整備部との意見交換会	4
3. 第1回宮崎県議会自民党会派との意見交換会を開催	5
4. 5.27宮崎県総合防災訓練が実施され本会も参加	7
5. 平成24年度宮崎県建設業協会青年部連合会通常総会が開催される	9
6. 平成24年度優秀施工者宮崎県知事表彰 県知事より表彰される	10
7. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！	11
8. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！	12
9. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ	13
◇雇用改善コーナー	
1. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金	14
2. 新規学校卒業予定者等の採用について	16
3. 平成24年度『建設産業人材確保・育成推進協議会 私たちの主張』 募集要領	17
◇技士会	
1. 「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせ	18
2. 平成24年度「土木施工管理技術検定試験 1級実地試験受験準備講習会」の 開催のご案内	18
3. 平成24・25年度 技術委員が決定	19
4. 「コンクリート関連技術研修会」の開催のご案内	19
5. 「JCM特別セミナー」の開催のご案内	20
6. 全国技士会連合会のアンケート調査依頼について	20
◇建退共	
1. 共済証紙購入の考え方	21
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	22
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（5月分）	22
◇建災防	
1. 宮崎県における労働災害の現状について	23
2. 熱中症の予防について	24
◇火薬保安協会	
1. 平成23年火薬類による事故	26
2. 火薬類関連事業者に対する台風期の防災態勢強化について	28
3. 平成24年度火薬類取締法令集のご案内	28
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	29
2. 中間前金払制度のご案内	30

平成24年7月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊥			
2	月		労働局安全衛生表彰式（宮崎）	
3	火		振動工具取扱作業従事者安全衛生教育（延岡） 基金企業年金連合会基礎知識習得研修（東京）	
4	水	雇用管理研修（上半期分）		
5	木		基金企業年金連合会年金財政入門（6日まで東京） 建退共事務担当者研修会（高鍋）	火薬知事試験願書締切
6	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（7日まで清武）	
7	㊦			
8	㊧			
9	月		基金全国建設業厚生年金基金協議会理事 長及び常務理事会議（大阪）	
10	火	宮崎県建設業協会常務理事会及び県との 意見交換会	建築物の鉄骨組立て等作業主任者技能 講習（11日まで清武）	
11	水	宮崎県建設業協会現場見学会（都城工業 高校） 九州土木施工管理技士会総会		
12	木		建退共支部職員会議、研修会 （13日まで東京）	
13	金		低圧電気取り扱い業務特別教育（延岡）	
14	㊦			
15	㊧			
16	㊨			
17	火		基金納入告知書発送	
18	水	2級土木施工管理受験準備講習会 （20日まで）	ダイオキシン類特別教育（清武）	
19	木			
20	金		基金九地協宮崎部会役職員・事務職員 合同研修会 車両系建設機械（整地・掘削） 運転技能講習（21日まで清武）	
21	㊦			
22	㊧			
23	月			火薬類取扱保安責任者受験準備講習 会（24日まで宮崎）
24	火	宮崎県建設業協会補助金審査委員会	木造建築物の組立て等作業主任者技能 講習（25日まで清武）	
25	水	2級土木施工管理受験準備講習会 （27日まで）		
26	木		基金企業年金連合会中堅職員セミナー （27日まで東京）	
27	金		不整地運搬車運転技能講習 （29日まで延岡）	
28	㊦			
29	㊧			
30	月	情報化施工・工事成績・土木積算に関す るセミナー（小林）		
31	火		足場の組立て等作業主任者能力向上教 育（清武）	

平成24年8月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水	宮崎県建設業協会4級経理事務士特別研修(2日まで宮崎)		
2	木			火薬保安講習(日向)
3	金	情報化施工・工事成績・土木積算に関するセミナー(日向)	小型車両建設機械(整地・掘削)運転特別教育(4日まで延岡)	
4	土			
5	土			
6	月			
7	火	九州建設業協会土木委員会(熊本)	職長・安全衛生責任者教育(8日まで延岡)	
8	水	九州建設業協会建築委員会(熊本)		
9	木			
10	金		高所作業車運転技能講習(12日まで清武)	
11	土			
12	土			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木		基金納入告知書発送	
17	金		丸のこ取扱い作業従事者教育(清武) 災防団体連絡協議会(宮崎)	
18	土			
19	土			
20	月			
21	火	宮崎県建設業協会労務費調査説明会(日向) 監理技術者講習会(宮崎)	現場管理者統括管理講習(清武)	
22	水	宮崎県建設業協会労務費調査説明会(高鍋・西都)		
23	木	宮崎県建設業協会労務費調査説明会(小林)		火薬保安講習(延岡)
24	金	宮崎県建設業協会労務費調査説明会(日南・串間)	車両系建設機械(整地・掘削)運転技能講習(25日まで延岡)	
25	土			
26	土			
27	月	宮崎県建設業協会労務費調査説明会(宮崎・高岡)		
28	火	宮崎県建設業協会労務費調査説明会(西臼杵)	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育(清武)	
29	水	宮崎県建設業協会労務費調査説明会(延岡)		
30	木	九州建設業協会専務・局長会議(長崎) 宮崎県建設業協会労務費調査説明会(都城)	土止め先行工法講習(清武)	
31	金			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内(24.6月分)

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	講師派遣のご案内「熱中症対策～正しい知識と対応で防ごう熱中症～」(ミドリ安全・大塚製薬)	宮崎県建設業協会	PDF
2	24.6.6 九州地方整備局との意見交換会資料を掲示板に掲載	宮崎県建設業協会	PDF
3	24.6.1施行 宮崎県経常建設共同企業体取扱要領の一部改正(要領、新旧)を公報に掲載	宮崎県	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しております ID 及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

宮崎県建設業協会

1. 第3回常務理事会を開催

平成24年6月7日（木）午前11時00分、建設会館「委員会室」において開会された。開会にあたり、永野会長から「本日は県土整備部および自民党会派の県議員との意見交換会等が予定されていますので、運営のご協力をよろしくお願いする。」との挨拶があり、引き続き、会長が議長になって議事進行した。

議題については次のとおり。

議題1 県土整備部との意見交換会について

県土整備部との意見交換会については、岡田専務理事が「公共工事の入札方式の概要」「総合評価落札方式の実施状況」「競争入札・契約結果の推移」等の資料に基づき説明を行ない、意見交換会に臨むことが承認された。



永野会長挨拶

議題2 県議会自民党会派との意見交換会について

県議会自民党会派との意見交換会については、岡田専務理事が「公共工事設計労務単価推移」「県土整備部公共事業推移」「災害対応空白地域状況」「建設業許可業者推移」等の資料に基づき説明を行ない、意見交換会に臨むことが承認された。



常務理事会

議題3 全建将来ビジョンについて

全建将来ビジョンについては、樫村事務局長から、全建がビジョンを公表する前に県協会の総会が開催されたため、総会ではビジョンの公表ができなかったが、改めて協会員にビジョンを配布したいことを説明した。

協議の結果、全建ビジョンは配布せずに、県協会としてテーマを絞り方向性を出してから、県協会の行動計画として公表することを決定した。

議題4 社会保険未加入対策推進協議会について

社会保険未加入対策推進協議会については、樫村事務局長が国土交通省の「社会保険未加入対策推進協議会」の初会合が行われたこと、6月5日の九地整との意見交換会でもテーマになったことを説明した。

協議の結果、県協会としては、労務費問題と併せて、必要に応じて関係方面に要請をしていくことを決定した。

議題5 労務費調査講習会の日程について

労務費調査講習会の日程については、大谷総務課長から、昨年同様に宮崎県県土整備部との共催で、県内8会場で実施するとの決定を受け、その日程が決まったことを報告し、該当地域の会長に挨拶をお願いすることとで承認された。

議題6 次回常務理事会の開催日について

次回常務理事会の開催日については、永野会長から7月10日（火）午後1時30分に開催したいと提案があり承認された。当日は午後3時から県土整備部との意見交換会を予定することも承認された。

議題7 その他

その他議題は、岡田専務理事が3件について説明を行ないすべて承認された。

下記②と③の、記念講演会と意見交換会の出席者は、各地区協会から県協会に報告することで了解を得た。

- ① 宮崎県商工会議所連合会から要請された、東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期整備アップールの新聞広告協賛について
- ② NPO法人グリーンイノベーション宮崎の設立記念講演会に伴う宮崎・東諸地区を中心とした参加要請について
- ③ 全国建設業協会からの要請で、県協会の若手会員との意見交換会を6月25日（月）開催するため、各協会1名の参加要請を行った。

以上すべての議題を終了した。

2. 第2回宮崎県県土整備部との意見交換会

平成24年6月7日（木）午後1時30分、県庁7号館735号会議室において、意見交換会を開催した。出席者は次のとおり。

◇県土整備部

大田原県土整備部次長

管 理 課：江藤部参事兼課長、田村課長補佐、
高妻主幹、串間主幹、宮田主査

技術企画課：前田課長、木下課長補佐、森主幹、
原口主幹、岩切主幹

◇宮崎県建設業協会

永野会長、山崎・川上・谷口副会長

堀之内・淵上・林・仁科・甲斐・竹尾常任理事

開会にあたり、永野会長が冒頭で「建設業界を取り巻く環境は依然として厳しいが、東九州自動車道の開通が2019年度から、2016年度に3年繰り上がる。また国土交通省九州地方整備局の直轄予算が32%増加した。本日は、県議会自民党会派の議員との意見交換会も予定されるため、前向きに捉えた意見交換会にしたい。」と挨拶され、続いて、県土整備部大田原次長から「5月実施された防災訓練について、建設業協会へのお礼を申し上げたい。県としては、九州地方整備局の直轄事業予算は増えたが、補助事業の予算が厳しいことを危惧している。建設業協会と一緒に頑張りたい。また、より良い入札制度にするため、地域社会貢献度



永野会長挨拶



大田原次長挨拶

に応じた、総合評価方式の変更点の説明を行なうが、協力をお願いしたい。」と挨拶された。

県土整備部が情報提供を行ない、前田技術企画課長が「総合評価落札方式の取り組み」と「施工体制点検について」を説明した。続いて管理課の串間管理課主幹が「建設業法に関する社会保険未加入対策の動向について」を説明した。

主な情報提供は次のとおり。

- 平成 23 年度の宮崎県全体での総合評価方式は 5 割であるが、土木工事一式では約 8 割であったこと。
- 土木一式工事の評価シートにおける企業の地域社会貢献度について将来見直しをしたいため、今後協会の意見を聞きたい。
- 施工体制の点検の回数を重ねても、「安全確保の体制」や「下請け契約書の適否」で、不適割合が多い項目があること。



意見交換会

続いて、永野会長が議長になり、意見交換会を行なった。主な意見は次のとおり。

協会：地域企業育成型の適用金額を引き上げる計画はないか。

県：今回上げたばかりであり、様子を見たい。

協会：落札率90%について、率直な感想をお聞かせいただきたい。

県：歴史を踏まえて考えると、さほどおかしいとの認識はないが、妥当か多少低いとも感じている。個人見解としては。

協会：社会保険未加入対策は、国交省の見直しに便乗したものであり、性急すぎるので、柔軟な対応をお願いしたい。

県：最初は指導から考える。

その他協会からの意見は、以下のとおりであった。

- 災害対応空白地帯を出さないためにも、地元業者が落札するシステムを構築してもらいたい。
- 道路河川パトロールを総合評価の対象から外してもらいたい。評価するなら J V の仕組みを入れてもらいたい。
- 一般土木とトンネル V E が同じ土俵ではおかしいので、評価基準の改正をお願いしたい。
- 経済対策の一環として出先の所長に権限を与え、混合入札を増やすことはできないか。
- 熱中症対策として、歩掛部分の調整を沖縄県に準じて、亜熱帯単価を採用して労務費の割り増しをお願いしたい。
- 全県一区において、地域精通度で 5 点や 10 点差がつくと厳しいため、見直すことはできないか。

以上で意見交換会を終了した。

3. 第 1 回宮崎県議会自民党会派との意見交換会を開催

平成24年 6 月 7 日（木）午後 4 時、ホテルプラザ宮崎「桂若草の間」において本年度初めての意見交換会を開催した。県議会議員の出席者は次のとおり。

自民党県会議員…13名

自民党三役 中野(廣)会長、丸山幹事長、外山(衛)政
審会長、星原県議会議員

商工建設常任委員会 山下委員長、緒嶋・中野(一)・
押川・右松委員

環境農林常任委員会 松村委員長、後藤副委員長、
福田・十屋委員

開会に先立ち永野会長より「建設業界の問題解決に
県会議員の支援が不可欠であること。業界として防災、
減災に向けての社会的責任を果たしたい。」と挨拶し、
続いて、県議会自民党会派の中野会長が「国会で議論
されている消費税対策の前に、景気浮揚対策が必要で
ある。県議会としては、建設業協会との意見交換を参
考にして、予算の範囲内で努力したい。」と挨拶された。

永野会長が議長となり、公共工事設計労務単価を議
題にして意見交換会に移った。まず、永野会長の指名
により、岡田専務が「公共工事設計労務単価年度別推
移」、「同職種別推移」、「同九州各県別労務単価」、「県
土整備部公共事業の推移」、「建設投資額と業者数の推
移」、「災害対応空白地域」、「建設業許可業者数推移」
の資料に基づき、建設業界の現状と課題を説明した。

意見交換会での協会からの主な意見は次のとおり。

- ・労働環境を改善するために、行政がフォローして熱中症対策（沖縄亜熱帯補正）により労務費アップをしてもらいたい。
- ・落札率が90%では、将来技術者が不在となる。現場管理費の見直しを行ない、法定福利費を引き上げてもらいたい。
- ・現場経費は資材が6、労務費が4である。労務費単価が下がることは発注者の積算にもマイナスに作用するため、発注価格の低下につながる。
- ・労務費単価の引き下げは、下請け業者へのしわ寄せとなる。

県議からの意見は次のとおり。

- ・労務費講習会への参加業者が、許可業者総数 5,000 社のうち 20% の 1,200 社と少ない。協会員は就業規則を整備していると思うが、下請け業者はどの程度整備しているのか。
- ・九州各県の労務費を比較すると、職種別での差は認められるが、全体を平均すると差は少ないと感じる。国に要望していくためには、詳細な裏付けが必要である。
- ・労務費単価のみでなく、企業としての利益はどうか。県民の理解を得るためには、トータルでの説明も必要である。

自民党中野会長から、認識を共有するためにも、年間をとおした意見交換会の開催が必要であるとの発言をいただき、意見交換会を終了した。



永野会長挨拶



中野会長挨拶

4. 5. 27宮崎県総合防災訓練が実施され本会も参加

宮崎県や関係市町村、関連団体など122の機関・団体等が参加して、27日に「平成24年度総合防災訓練」が県内12の会場で実施された。大雨による河川の洪水や地震・津波による被害を想定して行われた訓練には、各会場合わせて延べ1万人超が参加。災害時における各機関・団体等の役割や、組織同士の連携などを確認した。

今年の訓練は、水防訓練や土石流対応訓練を実施した都城市と、地震・津波対応訓練を実施した日南市の2会場をメインに行われたほか、宮崎市や延岡市、高鍋町など日向灘沿岸に位置する県内10市町で津波避難訓練などが実施された。

メイン会場の一つである日南市油津港で行われた訓練では、日南市東方の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、大津波警報が発令されたとの想定のもと、自衛隊などによる救出・救助訓練、赤十字による炊き出し訓練、建設関連団体によるライフラインの応急復旧訓練などを実施。

また会場内では、ボランティアセンターの設置運営訓練や救援物資搬送訓練が行われたほか、県民への意識啓発を目的として、防災関連製品の展示コーナーの設置、AEDの使用方法などを学ぶ防災フェアなども行われた。

本会の訓練状況は次のとおり。

◆水防訓練や土石流対応訓練（宮崎県建設業協会・日南地区建設業協会）

日南会場の訓練に参加した本会は日南地区建設業協会を中心として、津波により通行困難になった道路上の瓦礫等を重機や人力で除去する作業を行った。また、展示・体験コーナーでは、東日本大震災の被災地ボランティア活動の体験発表や、ボランティア活動状況のパネルを展示した。

両協会の会長を務める永野征四郎氏は「南海トラフ地震の発生が危惧される中において、県土防災の一翼を担う建設業には、県民の安全・安心を守る責務がある。訓練を通じて、建設業の果たす役割を広く知ってもらうとともに、県民の防災に対する意識の向上を図り、力を合わせて取り組んでいきたい。」と話した。



もう一つのメイン会場である都城市上水流地区の大淀川河川敷で行われた訓練には、関係団体から616名の人員が参加。初の試みとして、国土交通省九州地方整備局が毎年、各県持ち回りで行っている水防訓練と合同で行われた。

訓練で挨拶に立った河野俊嗣統監は「東日本大震災の被害は記憶に新しく、水の猛威を痛感したところである。本県も多くの水害に見舞われており、県民の安全・安心を守るためには、関係機関が連携して災害対応を続けていくことが必要だ。」と訓示した。

訓練では、都城地域における集中豪雨により、河川の氾濫や土石流の発生が予想されるとの想定のもと、国交省や県による情報収集・伝達訓練、都城警察署や消防団による避難誘導訓練、水防団や土木事務所による水防工法訓練、建設関連団体による道路復旧訓練などを行った。

本会の訓練状況は次のとおり。

◆地震・津波対応訓練（宮崎県建設業協会・都城地区建設業協会）

都城会場の訓練に参加した本会は都城地区建設業協会を中心として、大型土のう工法に伴う土のうの吊上げ作業及び設置作業を行ったほか、重機とトラックを使用して、新燃岳の噴火による降灰の除去作業を行った。

都城地区建設業協会の堀之内芳久会長は「河川の氾濫や新燃岳の噴火はいつ発生するか分からないため、協会では常に臨戦態勢を整えている。今回のような組織化された、実戦に即した訓練で、協会の果たす役割をしっかりと確認したい。」と話した。

宮崎県の防災力の向上を図るため、県では毎年5月の第4日曜日を「宮崎県防災の日」と定め、防災関係機関はもとより自主防災組織や地域住民も参加して、全県下において総合防災訓練を実施している。



5. 平成24年度宮崎県建設業協会青年部連合会通常総会が開催される

平成24年度の通常総会は6月15日（金）午後4時30分から宮崎県建設会館5階「会議室」において、松本昌大連合会部長（松本建設株式会社専務取締役）の議事進行のもと、開催された。

11支部協会青年部の正・副部長35名が出席し、次の3議案について審議が諮られた。

第1号議案 平成23年度事業及び決算報告について

第2号議案 平成24年度事業計画（案）、収支予算（案）について

第3号議案 任期満了に伴う役員の選任について（案）

3議案についていずれも原案通り承認可決された。

なお、本総会で選任された役員の皆様方は下記のとおりである。



松本部長挨拶

平成24・25年度 社団法人宮崎県建設業協会役員名簿

役員種別	地区	氏 名	商号又は名称	役員種別	地区	氏 名	商号又は名称
部 長	宮 崎	宇治橋信雄	(有)宇治橋建設	理 事	小 林	齊藤 勲	(有)齊藤建設
副 部 長	日 南	永野 伸弥	永野建設(株)	〃	〃	木場 亮	(株)木場土建
〃	都 城	高野 俊三	高野建設(株)	〃	〃	片地 憲文	(株)淵上組
常 任 理 事	串 間	時任 猛	(有)時任工業	〃	東 諸	長友 正憲	(株)長友組
〃	西 都	仁科聡一郎	(株)仁科産業	〃	西 都	荒川 清志	(株)荒川建設
〃	高 鍋	井尻 雄樹	川南工業(株)	〃	〃	橋本 吉朗	(株)橋本組
〃	日 向	中本 英紀	興洋開発(株)	〃	高 鍋	河野 智博	(株)河北
〃	延 岡	田邊 邦暁	(株)田邊建設工業	〃	〃	西府真一郎	(有)西府組
〃	高 千 穂	富高 徹雄	富高工業(株)	〃	日 向	奈須 健時	(株)三矢建設
監 事	小 林	八重尾晋吾	(株)八重尾組	〃	〃	岩本 倫尚	(有)七組
〃	東 諸	高橋 信一	(株)高橋組	〃	延 岡	畦田 勝典	可愛工業(株)
相 談 役	宮 崎	松本 昌大	松本建設(株)	〃	〃	星川 信行	(株)奈須組
常任理事 相談役計	12名			〃	〃	小野 陽平	東栄建設(株)
理 事	宮 崎	川越昌一郎	(株)ダイニチ開発	〃	高 千 穂	竹尾 英樹	(株)竹尾組
〃	日 南	熊田原 敬	(株)熊田原工務店	〃	〃	戸高 裕司	(株)田中建設
〃	〃	竹井 哲博	(株)竹井建設	〃	〃	甲斐 崇之	(株)矢野興業
〃	串 間	谷口 大海	(株)谷口組	理 事 計 23名			
〃	〃	河野 義範	松浦建設(株)	常任理事：各地区青年部 部 長 理 事：各地区青年部 正・副部長 相 談 役：青年部連合会 前部長			
〃	都 城	坂元 誠治	(株)坂元建設				
〃	〃	松下樹一郎	丸昭建設(株)				



通常総会



新役員（正・副部長、監事）



青年部連合会新旧役員

6. 平成24年度優秀施工者宮崎県知事表彰 県知事より表彰される

去る6月4日(月)、「県庁知事室」において技術・技能が優秀な者を表彰する『平成24年度優秀施工者宮崎県知事表彰』が行われ、宮崎県建設業協会会員4名(本会推薦3名、県建産連推薦1名)に対して、河野俊嗣知事より表彰状並びに記念品が贈呈された。

表彰式では、知事より、「受賞された皆様は、建設現場の第一線で活躍されている方々であり、日頃から地域振興や災害対応等に尽力いただいている。公共事業費の削減や技能者不足など、建設業界が抱える課題は多いが、これまでに現場で培った技術や技能を次世代に繋いでいって欲しい。」と祝辞を述べた。

「優秀施工者宮崎県知事表彰」は、建設現場に直接従事する者のうち、技術、技能、人格等に優れた人を対象に、その社会的評価、地位の向上を図るとともに、建設業のイメージアップ、若年者の入職促進等建設業の構造改善に寄与することを目的として、平成5年から表彰を実施しているものである。

受賞者(敬称略)は下記のとおりである。

氏 名	年 齢	会 社 名
坂 元 千 昭	54 歳	永 野 建 設 (株)
勝 目 清 一	49 歳	(株) 吉 行 産 業

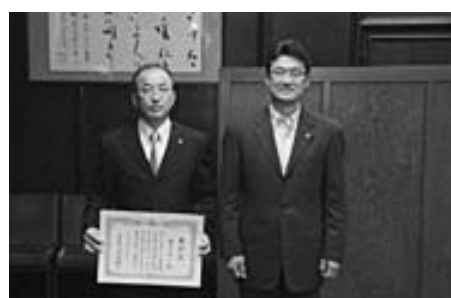
氏 名	年 齢	会 社 名
児 玉 孝 雄	55 歳	(株) 内 山 建 設
佐 藤 康 広	43 歳	大 洋 建 設 (株)



24 年度優秀施工者宮崎県知事表彰受賞者
(左から勝目氏、児玉氏、河野県知事、坂元氏、佐藤氏)



坂元氏



勝目氏



児玉氏



佐藤氏

7. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

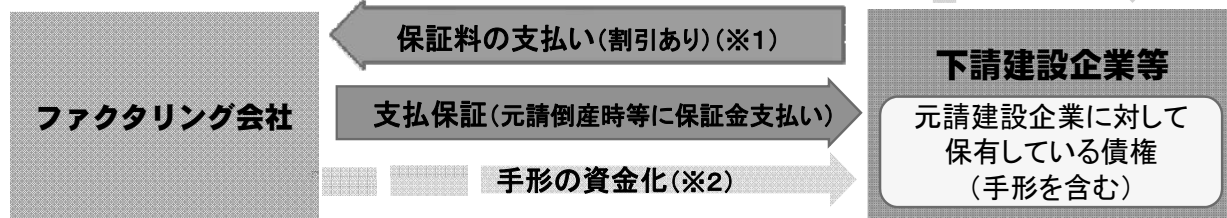
(債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1)保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2)一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)

北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843

(*)手形の資金化に対応しているファクタリング会社

(枠)枠保証に対応するファクタリング会社

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

8. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

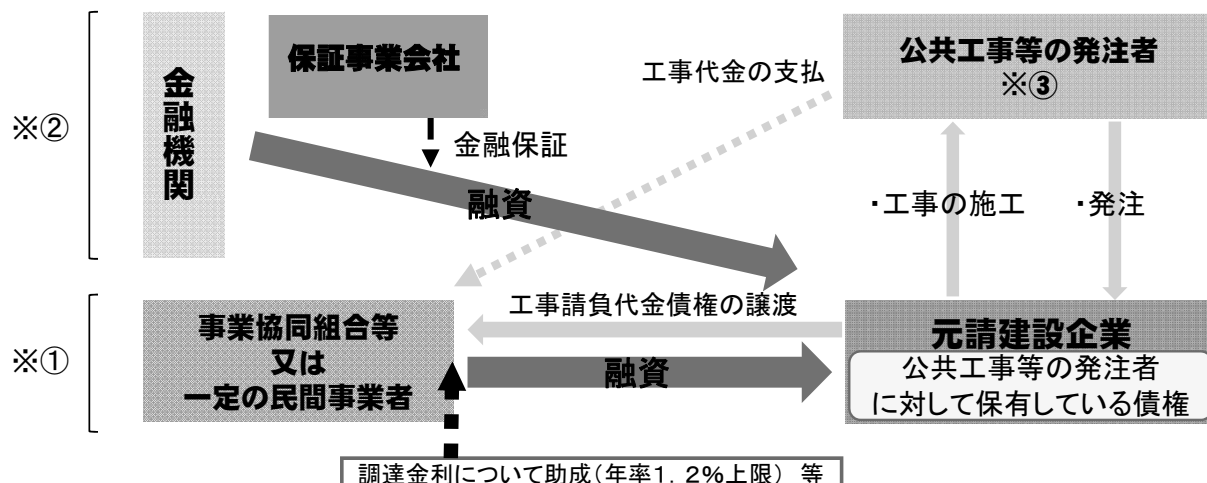
地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944
(順不同)	

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

9. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県が設置した「公の施設」について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成25年度からの管理業務をお願いする指定管理者を下記のとおり募集します。法人その他の団体（個人は除く）であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

具体的な募集情報は、下記の施設所管課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

【県ホームページ】 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei_kanri/

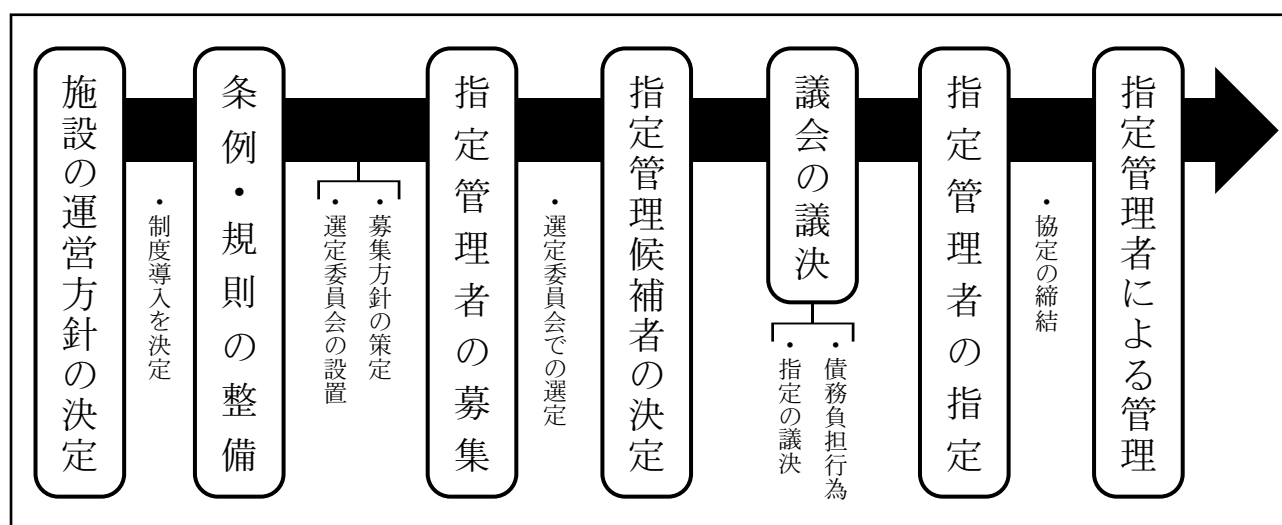
【募集期間】 7月上旬～9月上旬（※ホームページの募集情報（詳細）は募集開始と当時に更新される予定です。）

【説明会】 募集の詳細について説明会を開催します。（※参加申込みが必要です。）

募集予定施設名	所在地	施設所管課	電話番号
県営住宅（27団地）	日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内	建築住宅課	（0985）26-7196

（参考）

指定管理者制度への移行は、下図の流れにより行うこととなります。



※「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」より抜粋

雇用改善コーナー

1. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

平成 24 年 4 月 1 日現在

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者(※)は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者(※)は60万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所につき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、賃金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受験資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に助成	対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年のための廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方に対する求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者へ委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、資金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/3 短時間労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・資金の1/2 (注)東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業等(中小労働法)の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・資金の1/2 (労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成)	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めのない労働者の雇入れ等を行い、Off-JTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 (震災対応分) 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成(Off-JTも助成対象) (県外高度訓練(震災対応)分) 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 (移籍特例分) 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、Off-JTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 (中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円) (震災対応分) Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、Off-JTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOff-JTで利用した場合には、上限額が50万円 (県外高度訓練分) 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円(授業料等50万円、住居費40万円)を1年間の上限。 (移籍特例分) Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、Off-JTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOff-JTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出た場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小企業事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小企業事業主には30万円) 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円(中小企業事業主には60万円) 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円(中小規模事業主には40万円) ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小規模事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小規模事業主には30万円)	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建て替え又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3[2,300万円限度] 運営に要する費用の1～5年目2/3、6～10年目1/3[運営形態等により限度額を設定] 増築又は建替えに要する費用の1/2[増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度] 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額[40万円限度] 【子育て期(子が小学校3年生まで)の労働者が利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を短縮する制度等)の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合】 100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2～5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2～5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2(1事業主あたりの上限は300万円) 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2(導入する制度の内容ごとに上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円)	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金 (地域雇用開発助成金)	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇い入れた事業主に対する助成	【10道県:北海道、青森、岩手、秋田、宮城、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給(100人分まで限度)。 【11県:宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給(100人分まで限度)。	道県労働局 ハローワーク

(注1)各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。
(注2)中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

2. 新規学校卒業予定者等の採用について

宮崎県知事 河 野 俊 嗣
宮崎県教育長 渡 辺 義 人
宮崎労働局長 小 林 泰 樹

新規学校卒業予定者等の就職促進に係る取組につきましては、平素より御理解・御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、県内の新規学校卒業予定者の直近の就職状況につきましては、高等学校においては、求人数及び就職内定率ともに前年を上回っているものの、求人数は、いわゆるリーマンショック前の水準には回復しておらず、大学においては、就職内定率が就職氷河期と言われた時期と同様の水準となっているなど、依然として厳しいものとなっております。

このため、宮崎労働局内に設置しております宮崎新卒者就職応援本部において、県、労働局及び関係機関が一体となって各種就職支援に取り組んでいるところであります。

つきましては、一人でも多くの新規学校卒業予定者等の就職が促進されるよう、採用枠の拡大及び追加求人等の提出並びに高等学校や大学等の卒業後3年以内既卒者の新卒枠での応募受付につきまして、特段の御配慮をお願い申し上げます。

併せまして、関係団体の皆様や関連産業の事業主の皆様への働きかけに御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(文書取扱)

宮崎県商工観光労働部労働政策課
宮崎県教育庁学校政策課
宮崎労働局職業安定部職業安定課

本県の雇用情勢等について

労働政策課地域雇用対策室

1 有効求人倍率について (宮崎労働局調)

(1) 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

(単位: 倍)

	22年	23年										
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63	0.64	0.66	0.67	0.67	0.69
宮崎県	0.52	0.54	0.54	0.56	0.56	0.56	0.58	0.58	0.60	0.60	0.60	0.61

(2) 県内の地域別有効求人倍率

(単位: 倍)

	宮崎県	公共職業安定所別							
	宮崎	延岡	日向	都城	日南	高鍋	小林		
23年11月	0.61	0.64	0.54	0.54	0.81	0.72	0.49	0.94	
前年同期	0.50	0.54	0.45	0.43	0.67	0.53	0.50	0.60	

※ 宮崎県は季節調整値。公共職業安定所別は原数値。

(3) 九州各県の実効求人倍率

(単位: 倍)

	宮崎	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿児島	沖縄
23年11月	0.61	0.61	0.64	0.62	0.66	0.67	0.60	0.32
前年同期	0.50	0.52	0.55	0.50	0.52	0.58	0.47	0.32

2 完全失業率の推移について (総務省「労働力調査」)

(単位: %)

	22年	23年										
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7	4.3	4.1	4.5	4.5
宮崎県	4.9		5.1			4.2		5.1				未発表

※1 全国約4万世帯(本県では約500世帯)を対象とした調査からの推計数値である。

2 都道府県別は四半期ごとの平均(モデル推計値)が公表されている。

3 平成24年3月新規学校卒業者の就職内定状況について (宮崎労働局調)

(単位: 人、%)

		求職者数 ①	就職内定者数 ②	就職内定率 ②/①
高等学校	23年11月末現在	2,850	2,143	75.2
	前年同期	2,825	1,971	69.8
	前々年同期	2,927	1,852	63.3
大学	23年11月末現在	1,557	711	45.7
	前年同期	1,580	775	49.1
	前々年同期	1,496	724	48.4

3. 平成24年度『建設産業人材確保・育成推進協議会 私たちの主張』 募集要領

1. 趣 旨

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業を担っている皆さんの意識高揚を図るとともに、一般の人たちへ建設業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設業で働く方の主張を募集します。建設業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、これから就職しようとする若者へのメッセージなど、皆さんからの応募をお待ちしております。

2. 実施内容

- ・ 応募資格 平成6年4月1日以前生まれで、建設業に入職後、1年以上の実務に携わっている方。
- ・ 題 材 テーマは自由とするが、建設産業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、自分の目標、これから就職しようとする若者や後輩へのアドバイス等、建設産業のイメージアップにつながるテーマとする。
- ・ 応募方法 ①文字スペースを入れて、1200字～2000字程度（400字詰め原稿用紙であれば3枚～5枚以内）とする。
②原稿用紙に記入の場合、筆記用具は鉛筆（HB以上）またはボールペン。パソコン等での作成・提出も可（プリントアウトして提出のこと）。
③応募用紙にテーマ名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、住所、電話番号、会社名、勤続年数、職種等必要事項を記入の上、応募作の表面にホチキス止めして、4.の提出先窓口あてに送付する。

3. 応募期間 平成24年6月1日（金）～平成24年8月20日（月）（当日消印有効）

4. 提 出 先 応募者が所在する各都道府県建設業協会等、または、人材協事務局（建設業振興基金）に郵送。

5. 作品提出先 各都道府県建設業協会等において受付した応募作を、平成24年8月24日（金）までに人材協事務局（建設業振興基金）へ送付する。

6. 審 査 ・ 表彰者の公正かつ適正な選考を図るため、国土交通省が定める優秀作選考委員会の議を経て、表彰者の選定を行う。

7. 表 彰 ・ 最優秀賞は、1編程度として国土交通大臣賞とする。賞状に加え副賞を授与することができる。
・ 優秀賞は、2編程度として国土交通省土地・建設産業局長賞とする。賞状に加え副賞を授与することができる。
・ 佳作は10編程度とする。賞状を授与することができる。

8. 発 表 平成24年度 優秀施工者国土交通大臣顕彰式典（平成24年10月）にて、表彰予定。

9. そ の 他 ・ 本表彰の応募用紙又は応募作に記載の個人情報、その運営に必要な範囲内で利用します。応募者の同意を得ず、利用目的を超えて利用することはありません。
・ 応募作は自作の未発表のものに限り、入賞作の一切の権利は国土交通省に帰属する。
・ 応募作は一切返却しない。

10. 問い合わせ 〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
（建設業振興基金 構造改善センター
（建設産業人材確保・育成推進協議会事務局）
電話：03-5473-4572

技 士 会

1. 「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせ

平成24年度の7月以降の講習は、下記のとおり、2回計画しております。都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	会 場
平成24年 8 月21日（火）	宮崎県技能検定センター（宮大前）
平成24年11月27日（火）	宮崎県技能検定センター（宮大前）

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 （T E L 0985-31-4696）

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者として建設工事に携わる方は、現行の建設業法では監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が必要です。

2. 平成24年度「土木施工管理技術検定試験 1 級実地試験 受験準備講習会」の開催のご案内

7月1日に実施された1級土木施工管理技術検定試験の学科試験の結果はどうだったでしょうか。

実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。昨年、学科試験に合格されている方も今年の実地試験を受験する資格があります。

1 級 実地講習（2 日間を 2 回開催）	
日 時	平成24年 8 月31日（金）～ 9 月 1 日（土）
	平成23年 9 月 7 日（金）～ 9 月 8 日（土）
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市橘通東2丁目9番19号）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会（0985-31-4696）

3. 平成24・25年度 技術委員が決定

平成24年6月5日理事会を開催し、平成24・25年度技術委員が決定しました。
向こう2年間よろしくお願いします。

役 職	支 部 名	氏 名	商 号 又 は 会 社 名	備 考
委 員 長	日 南	坂 元 千 昭	永 野 建 設 (株)	
副委員長	宮 崎	海老原 淑 晃	(株) 川 上 土 木	
〃	延 岡	前 田 一 男	(株) 山 崎 産 業	
委 員	宮 崎	川 越 昌一郎	(株) ダ イ ニ チ 開 発	新 任
〃	〃	田 村 季 大	(株) 田 村 産 業	
〃	串 間	中 野 浩 光	山 下 産 業 (株)	
〃	都 城	平 原 敬 司	(株) 平 原 産 業	新 任
〃	〃	福 森 隆	大 淀 開 発 (株)	
〃	小 林	原 裕 一	原 工 業 (株)	新 任
〃	東 諸	武 田 直 隆	(株) 武 田 建 設	新 任
〃	西 都	佐 伯 万 樹	(有) 佐 伯 建 設	新 任
〃	高 鍋	甲 斐 有 信	(株) 桑 原 建 設	新 任
〃	日 向	海 野 芳 彦	(有) 菊 池 建 設	
〃	〃	甲 斐 秀 樹	(株) 甲 斐 建 設	新 任
〃	延 岡	松 田 一 之	(株) 山 崎 産 業	
〃	高 千 穂	工 藤 哲 二	同 盟 建 設 (株)	新 任
〃	本 部	東 康 雄	宮崎県土木施工管理技士会	
〃	計	17名		

4. 「コンクリート関連技術研修会」の開催のご案内

宮崎県生コンクリート工業組合主催・(社)宮崎県建設業協会・宮崎県土木施工管理技士会共催で下記のとおり研修会を計画しております。CPDS認定講習で6ユニットを取得できます。

研 修 名 コンクリート関連技術者研修会
 日 時 平成24年8月6日(月) 10:00～17:00
 場 所 J A ・ A Z M 本館大ホール
 参 加 費 会員 3,000円 非会員 4,000円
 申し込み 宮崎県生コンクリート工業組合
 申込締切 平成24年7月17日(火)

5. 「JCM特別セミナー」の開催のご案内

昨年開催しました「JCM特別セミナー」が好評でしたので、今年も宮崎開催を要望しました。講師は、ハタコンサルタント(株)の降旗 達生氏で、今回のテーマは「現場代理人の折衝力の向上のワンポイント」となっております。少人数による演習形式で募集人員は30人となっております。申込みは全国技士会連合会（JCM）のホームページのJCMセミナー（演習タイプの講習会）からになります。

研修名 **現場代理人の折衝力向のワンポイント**
「監督を鍛える 現場経験10年以上コース」

内 容

1. 現場代理人に必要な能力（講義と演習）
成果を上げる現場代理人になるための手法を把握する
2. 総合評価方式 技術者ヒアリング対策（講義）
技術者ヒアリングで高評価を得る手法を知る
3. 技術者ヒアリング実習（講義と演習）
親密力（アプローチ）、調査力（リサーチ）、表現力（プレゼンテーション）、質疑応答力（クロージング）を向上させる
4. 発注者、協力会社、近隣住民との折衝力 向上対策（講義）
折衝力を向上させて現場をスムーズに運営する手法を学ぶ
5. 折衝実習（講義と演習）
交渉力（クロージング）を向上させる

日 時 平成 24 年 10 月 1 日 (月) 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
場 所 宮崎県建設会館
参加費 会 員 3, 0 0 0 円 非会員 2 0, 0 0 0 円
定 員 3 0 名
申込み 全国土木施工管理技士会連合会ホームページ

6. 全国技士会連合会のアンケート調査依頼について

先日、技術委員の皆さんを通じて依頼しました「土木施工管理技士に関するアンケート」に関する対象者を登録させていただきました。全国土木施工管理技士会（JCM）のホームページにアンケート調査がUPされましたら、対象者の皆様は回答をよろしくお願いします。

建 退 共

1. 共済証紙購入の考え方

- ◎共済証紙（1日券が310円、10日券が3,100円）は、公共工事だけでなく、民間工事を受注したときも購入してください。
- ◎購入は、最寄りの金融機関において「共済契約者証」を提示し、「掛金収納書」に銀行の確認印を受け、大切に保管してください。
- ※「掛金収納書」は、加入・履行証明（経営審査用、入札参加資格申請用）を申請する際に必ず必要となります。
- ◎購入に当たっては、現場労働者の人数と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入してください。
- ※ 人数等が把握できない場合は、下表を参考にしてください。
- ※ 対象工事の現場労働者の加入率を70%と仮定した表ですので、実際の加入率を70%で除して購入枚数を算出してください。
- ※ 100万円未満の工事は、1,000～9,999千円の欄を適用してください。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設備
1,000～9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》— 加入率が100%の場合

- 工事種別 住宅・同設備
- 工事契約金額 9,345,000円（税込）

$$9,345,000円 \times 4.8/1000 \times 100/70 = 64,080円$$

（住宅・同設備）（購入代金率）（加入者率）（購入額）

↓

$$64,080円 \div 310円 = 206.7 \approx 207日分$$

（購入額）（1日券）（購入枚数）

※端数については繰り上げて購入

《例2》— 加入率が50%の場合

- 工事種別 その他の土木
 - 工事契約金額 787,500円（税込）

$$787,500円 \times 4.1/1000 \times 50/70 = 2,306円$$

（その他の土木）（購入代金率）（加入者率）（購入額）

↓

$$2,306円 \div 310円 = 7.4 \approx 8日分$$

（購入額）（1日券）（購入枚数）

※端数については繰り上げて購入
- ※加入率が70%未満の場合は、理由書の提出が必要です。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (4月の状況)
4月末計	社 3,065	名 47,723	前年度累計	冊 391,458	件 44,192	千円 26,232,759	千円 112,514,713
加 入	5	89	当 月 分	513	132	142,456	30,904
脱 退	1	128	24 年 度 分	1,286	222	214,798	30,904
5月末計	3,069	47,684	累 計	392,744	44,414	26,447,557	112,545,617

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（5月分）

1. 適 用

(平成24年5月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
320 社	3,596	558	4,154

(人)

2. 給 付

裁定状況

(平成24年5月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第 1 種 退 職 年 金	12	5,569,600	18	8,695,800
第 2 種 退 職 年 金	21	4,768,700	43	11,074,300
選 択 一 時 金	8	6,209,300	16	10,595,800
脱 退 一 時 金	19	3,876,400	29	6,035,100
遺 族 一 時 金	0	0	0	0

(円)

(円)

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成24年5月末現在)

信 託 資 産	12,720,851,987 円
合 計	12,720,851,987 円

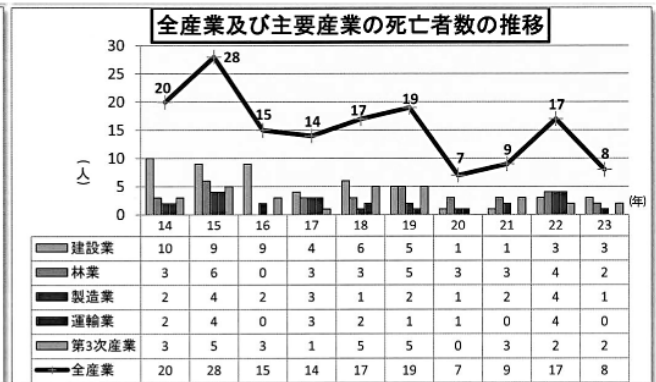
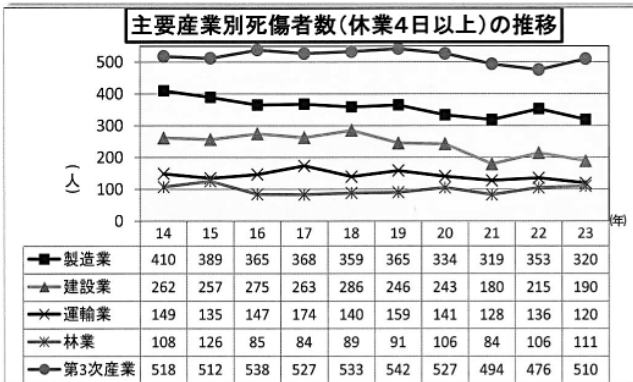
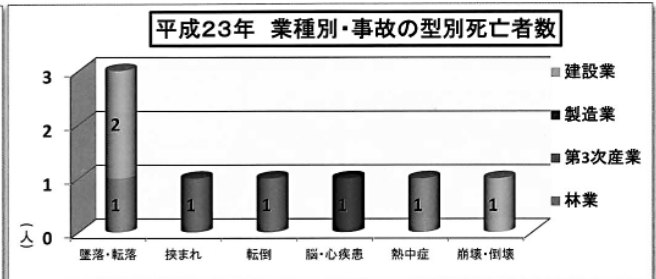
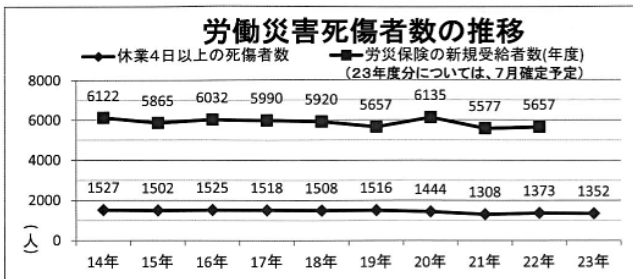
建 災 防

1. 宮崎県における労働災害の現状について

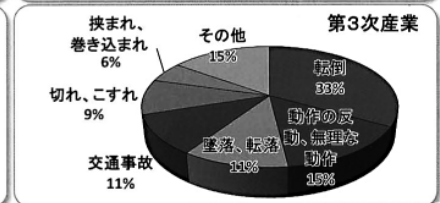
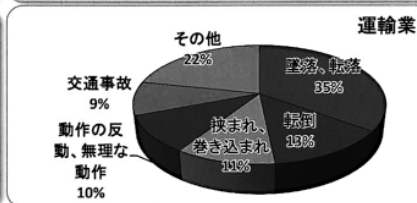
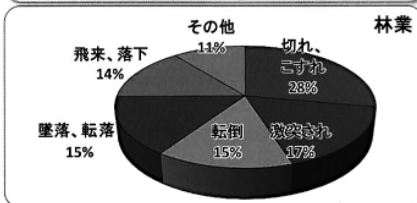
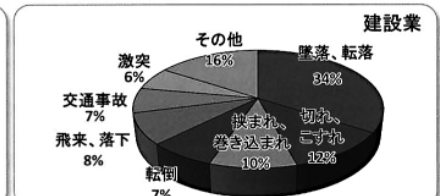
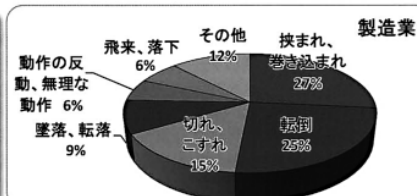
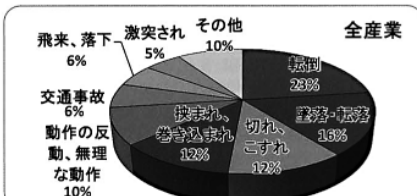
県内の建設業における平成23年の労働災害の発生状況を見ますと、死亡者数は3名になっており、平成22年の死亡者数3名と同数ですが全産業に占める割合は37.5%を占めています。

現場におけるリスクアセスメントの実施、経営首脳者によるパトロールの実施、安全教育の実施等による企業の安全衛生水準の向上を図りましょう。

宮崎県における労働災害の現状



平成23年における「事故の型」別発生割合



2. 熱中症の予防について

☑ 熱中症とは ⚠

熱射病

- 熱中症の中では致死率が高く、緊急の治療を要する。
- 突然意識喪失に陥ることが多い。
- 発病前にめまい、悪心、頭痛、耳鳴り、イライラなどがみられ、嘔吐や下痢を伴う場合がある。
- 体温調節機構の失調、体温の上昇を伴う中枢神経障害が原因と考えられている。
- 発汗が止まり、熱い乾いた皮膚になり、体温が41℃を超えることもある。



熱疲れ(熱疲労)

- 大量の発汗で血液が濃縮することによる心臓の負担増大や血流分布の異常により起こる。
- 初期には激しい口渇、尿量の減少がみられる。
- めまい、四肢の感覚異常、歩行困難などがみられるようになり、失神することもある。
- 頻脈・体温上昇をみることもあるが、皮膚は冷たく湿っている。血圧の異常をみないのが普通である。



熱虚脱

- 高温環境下での体温の放散により皮膚血流が増加し、脳への血液流が少なくなる。
- 高温暴露が継続し、心拍数の増加が一定限度を超えた場合に起こる。
- 全身倦怠、脱力感、めまいがみられる。
- 意識混濁し、倒れることもある。
- 血圧は低下している。体温の上昇はほとんどみられない。



熱けいれん

- 大量の発汗による塩分喪失に対し、塩分を補給しなかったことにより起こる。
- 四肢や腹部に筋肉の痛みを伴い、発作的にけいれんを起こす。
- 作業終了後の入浴中や睡眠中に起こる場合もある。
- 熱けいれんでは、体温はあまり上昇せず、血圧の変化もないことが多い。



☑ 措置

- ☐ 高体温
- ☐ 意識障害
- ☐ 発汗停止
- ☐ 運動機能障害
- ☐ 頭痛・吐き気
- ☐ 大量の発汗
- ☐ 倦怠感・虚脱感
- ☐ めまい・立ちくらみ
- ☐ 筋肉のこむらがり

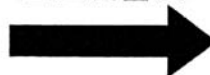
熱射病

熱疲れ(熱疲労)

熱虚脱

熱けいれん

重症度Ⅲ度



水や氷で冷やしましょう
すぐに救急隊を要請する

重症度Ⅱ度



足を高くして休みましょう
水分・塩分を摂りましょう
自分で水分・塩分を摂れなければすぐに病院へ

重症度Ⅰ度



涼しい場所で楽な姿勢をとり、
水分・塩分を補給しましょう

☑ 熱中症を防ぐために

日よけで直射日光をさえぎる

- 作業中の温度・湿度がわかるよう温度計、湿度計を設置する。
- 作業場所に適度な通風や冷房を行うための設備を設ける。



積極的に水分・塩分を補給する

- 0.1%の食塩水やスポーツドリンクを置く。
- 身体を冷やすことのできるシャワーなどを設ける。
- 氷や冷たいおしぼりなどを備える。

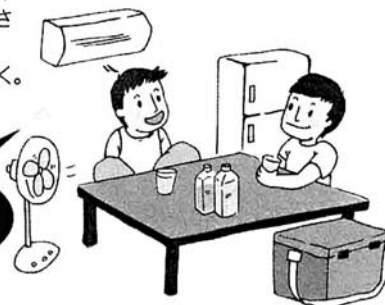
作業中でも自由に飲水ができるようにすることが大切



風通しのよい休憩場所を設け、休憩させる

- 日陰の涼しい場所に休憩場所を設け、休憩させる。
- 扇風機、クーラーを置く。

休憩室にはクーラーボックスや冷水ポット



通気性の良い、つば広の帽子を着用する

- 吸湿性、通気性の良い服装をする。
- 首と頭を直射日光から守る。
- エネルギー消費量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくする。



健康管理

- 作業者に睡眠時間、食事など日常の健康管理について指導する。（前日に深酒や夜更かしをしない。当日は、必ず朝食を取るなど）
- 作業開始前に健康状態を確認し、作業中はひんばんにパトロールを行い、声をかける。

がまんしすぎない!



労働衛生教育を行う

- 熱中症の症状が出ているのに、悪化するまで、本人や周囲が気づかない場合も多い。作業管理者、作業者に次のような教育が必要である。

- ① 熱中症の症状
- ② 予防方法
- ③ 救急措置
- ④ 災害発生事例



火 薬 保 安 協 会

1. 平成23年火薬類による事故

平成23年1月1日から12月31日までの火薬類による事故発生状況は次のとおりです。前年と比べますと、総事故件数で20%強減少しました。その要因は煙火による事故の発生が大幅に減少したためです。ただし、負傷者数は前年よりわずかですが増加しています。これは、発煙筒（がん具煙火消費中の事故）の消費において16名の負傷者が発生したためです。

業 種 別	作 業 別	事 故 概 要
産業火薬	製 造 中	環境試験室の恒温恒湿槽内で、発煙浮信号（KMA43）9個、火せん（MK25）10個の温度繰り返し試験（-30℃～-60℃）6月14日から6月24日まで実施し、そのまま放置していた。6月30日ころ、宿直者が環境試験室に設置していた連動型住宅用火災警報器が鳴動したため、現場を確認したところ、環境試験室の換気口から煙が噴出していた。物的被害として、恒温恒湿槽1台、発煙浮信号9個、火せん10個が焼損した。
	消 費 中	罹災者が坑内で爆薬の装てん及び結線作業を終了し、点火位置に移動しようとしたところ、別の場所で発破作業を行っていた作業員が誤って点火し、罹災者に破片が当たり負傷した。
		岩石採取のため発破を行ったところ、発破個所から約150m(危険区域は100m)、敷地境界から20m離れた他社の敷地に、最大でこぶし大の飛石が落下し、倉庫の屋根、壁を破損し、隣接のガソリンスタンドのコンクリート張りの床面に傷ができた。
煙 火	製 造 中	倉庫内でグラインダーを使用して作業中、倉庫内に40年間放置されていた黒色鉱山火薬（350g）に火花が引火し爆発したため、作業を行っていた従業員が顔や両腕に火傷を負った。
		事故車両の修理の際に、取り外していたプリテンショナー付きシートベルトユニットを分解していた被害者が、分解したユニットの一部(起動部分)とバッテリーを接続したところ、起動用火薬が爆発した。その際、飛び出した鋼製の部品（長さ7cm）が右腕に刺さり負傷した。
	消 費 中	文化祭における化学部による実験披露のための準備中に、生徒が過塩素酸カリウムと赤リンを混合していたところ爆発し、生徒1名が両手に火傷を負った。
		やぐらに固定された大筒煙火（薬量5.6kg）に点火するため、ふりこみ棒と呼ばれる点火棒（薬量800g、直径3cmの竹の中に火薬を入れ、荒縄を巻いた物で、煙火主催者が製造。）に着火し、やぐらを登っていたところ、点火棒が破裂し弾みでやぐらから落下（1.8m～2m前後）、頭部を打ち意識不明となり、13日後の5月6日に亡くなった。
		校内の競技部用ロッカーに保管されていた競技用紙雷管の確認を行うため、収納していた箱の蓋を開け中身を確認後、蓋を閉めた際に箱の中に保管されていた30粒程度の紙雷管すべてが爆発し、生徒1名が右手の指と頬に火傷を負った。
		花火大会のプログラム20番中、18番目で一発の花火が横にはね、花火の破片が観客に当たり、6名の男女が火傷を負った。
		手筒煙火（1,600g）を消費中破裂し、従事者1名が左手首を骨折し、全身11%、顔面4%の火傷を負った。

煙 火	消 費 中	小型煙火14台を打揚げる際、1台目の3,4発目が横方向に飛び、危険区域内の地上3～4m上空で開発した。煙火筒を1台ずつブロックで固定していたが、導火線に着火しやすいように煙火筒を少し斜めに設置したため、発射が、煙火筒が倒れなかった。 スターマイン打揚げ中、星（4号）数が火のついたまま地面に落下したため、枯草に着火し、約5000㎡を焼損した。 煙火消費中に煙火の燃えかすが安全な距離を越えて（52m～63m）飛び、周辺の草むらに燃え移ったもの。失火箇所3ヶ所。 花火大会において、煙火消費中に筒ばねが発生し異常飛翔した。異常飛翔は消費場所の範囲のみで発生した。 2艘の水中花火投込み船から単発玉及び箱入玉をバーナーで点火し水面投下しているとき、着火不良により黒玉が発生した。 花火大会において、打ち揚げ花火の残滓が観客1名（女性）の目に入り、角膜上皮切創（全治1週間）の軽傷を負った。 湖面上で2艘の船で煙火を消費中、それぞれの船で1個ずつ計2個の不発が発生した。翌日、不発玉の搜索にあたったが発見には至らなかった。 夏祭りにおいて、通称小型煙火を消費したところ、残滓が危険区域外にいた被害者の目にはいった。被害者は病院にて目を洗浄し、異常は見られないが経過観察として帰宅した。 花火大会において、打ち揚げ花火の残骸が、立入禁止区域外で見物していた観客の右目に当たった。 ふるさと祭りにおいて、25玉120発を消費した。翌29日朝、住民がふるさと祭りで発生したと思われる黒玉1個を発見した。 湯澤神社例祭大煙火大会において、尺玉3個を打ち揚げたところ2番目に打ち揚げたものが上空で開発せず、打揚地点から南方約100m地点（安全は距離は250m）に落下し開発した。開発の衝撃で開発地点から東方約6mにあった観音堂の外壁等が破損した。 奉納花火「花火動乱蜂」の祭り中、通称小型煙火（輸入品）を消費中に、消費現場から12m離れた立木の枯れ枝部が燃えた。なお、安全な距離は40mであった。 琉球王朝祭り首里において、煙火消費中に小型煙火の破片（直径約23mm厚さ約10mm）が打揚位置から約70m離れていた観客の右眼に当り負傷（右目眼切創、右前頭部打撲傷）した。
		防火管理者講習会の火災の擬似体験をするため、階段付近で防火扉を閉めたまま発煙筒2本を消費したところ、煙が充満し、喉の痛み、吐き気、せき、息苦しさなどを訴えた6名が病院に搬送され、うち2名が入院した。また、翌日以降に10名が体調不良で医療機関を受診した。 男子高校生2名が公園に放置されていたライターとロケット花火（6本）を見つけ、消費していたところ、2本目が公園の法面に落下した。落下場所の枯草に着火し、21㎡を焼損した。 打ち上げ式のがん具煙火（大利根1号、薬量10g）を消費したところ、花火が風で煽られ直接山林に入り、火災となった。消防車3台で約50分後鎮火に至ったものの、山林0.9haを焼損した。 がん具煙火を消費中、花火が点火直後に爆発した。その際の飛散破片により眼鏡が破損し、破損欠片が右目に入り負傷した。
	がんろう中	無許可で花火をばらして、火薬を集め、詰めていたときに爆発した。男性1名が左前腕挫滅（手術により切断）の重傷を負った。

2. 火薬類関連事業者に対する台風期の防災態勢強化について

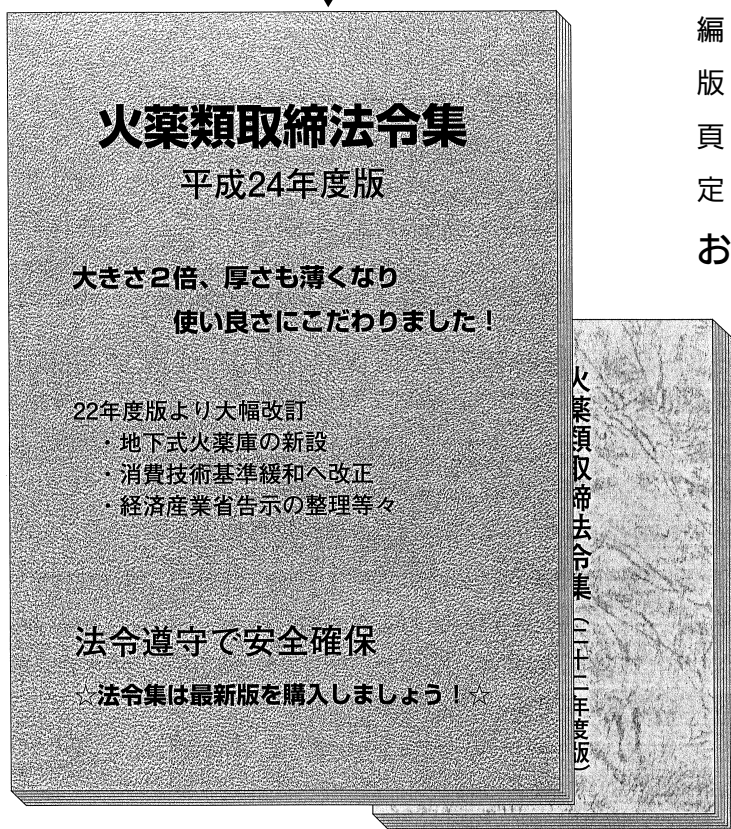
台風期等における防災態勢の強化について、経済産業省原子力安全・保安院長から火薬関連事業者に対して次のとおり依頼がありましたので適切な対応をお願い致します。

記

- (1) 豪雨などの風水害に起因した土堤等事業所の施設の破損については、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (2) 落雷に備え、避雷針の機能が維持されていることを確認すること。確認の結果、機能の低下若しくは喪失している場合には、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (3) 高温や多湿により、火薬の安全性が損なわれることがないように、保管されている火薬類の「製造時期」「性状」などの状況をよく把握すること。
- (4) 万一、事業所等が被災した場合には、被害の拡大を最小にするよう努めるとともに、速やかに所管の官署に連絡を行うこと。

3. 平成24年度火薬類取締法令集のご案内

日本から火薬類の事故を撲滅するために



編集：日本火薬工業会資料編集部

版型：B5版（従来B6版）

頁数：448頁（従来755頁）

定価：4,000円（送料・税込）価格据置

お申込み：宮崎県火薬保安協会

TEL (0985) 25-4678

FAX (0985) 28-4147

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	204	24.4%	8,028	78.9%	381	▲0.3%	20,597	2.8%
平成23年度	164	▲2.4%	4,487	▲40.0%	382	▲3.3%	20,043	▲30.5%
平成22年度	168	▲10.6%	7,478	▲37.2%	395	▲4.6%	28,843	37.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

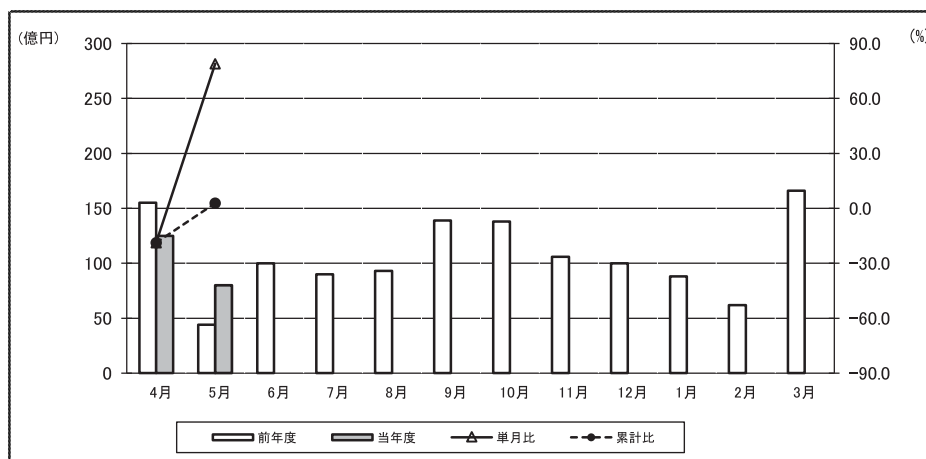
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	21	61.5%	4,331	478.0%	31	▲26.2%	4,931	▲14.4%
独立行政法人等	3	200.0%	132	124.7%	18	50.0%	6,242	80.1%
県	58	41.5%	1,502	65.2%	129	▲14.6%	5,899	▲1.0%
市 町 村	121	14.2%	1,918	9.3%	202	16.8%	3,380	▲9.1%
その他	1	▲66.7%	142	▲85.9%	1	▲75.0%	142	▲87.5%
計	204	24.4%	8,028	78.9%	381	▲0.3%	20,597	2.8%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	45	32.4%	1,259	▲42.8%	87	20.8%	4,172	11.1%
高 岡	4	▲42.9%	62	▲77.3%	11	▲31.2%	131	▲64.0%
西 都	3	▲50.0%	33	▲37.2%	10	▲50.0%	103	▲87.2%
高 鍋	12	140.0%	268	154.1%	22	0.0%	1,884	38.4%
日 南	13	0.0%	1,953	850.5%	17	▲37.0%	2,077	157.0%
串 間	8	0.0%	48	▲51.5%	8	▲42.9%	48	▲71.4%
都 城	29	16.0%	630	61.5%	52	▲1.9%	1,091	▲34.4%
小 林	19	26.7%	188	▲27.7%	39	25.8%	562	▲5.6%
日 向	34	78.9%	1,157	219.4%	72	16.1%	7,557	32.3%
延 岡	23	21.1%	2,154	528.6%	41	▲10.9%	2,598	▲43.1%
西 臼 杵	14	7.7%	270	42.8%	22	15.8%	369	57.7%
計	204	24.4%	8,028	78.9%	381	▲0.3%	20,597	2.8%

<月別請負金額（前払保証分）>



2. 中間前金払制度のご案内

～制度採用市町村増加中。綾町、川南町でも
中間前払金を請求できるようになりました。～

中間前払とは、
当初の40%の前払金に加え、さらに20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<中間前払のメリット>

1. 簡単な手続きで工事代金を工事途中に回収できます。
2. 一括現金払出OK、前払金払出依頼書も弊社で作成します。
3. 保証料が一律0.065%と格安です。

例1) 保証金額 500万円の場合 保証料は 3200円

例2) 保証金額1000万円の場合 保証料は 6500円

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書
3. 中間前金払認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者から「中間前金払認定調書（通知書）」が発行されます。

平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年5月分）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
宮崎県	16	714,862	▲15.8%	4.5%
宮崎市	5	192,068	0.0%	67.1%
延岡市	4	48,333	100.0%	▲14.7%
美郷町	2	53,025	<	<
計	27	1,008,289	▲15.6%	▲3.2%

～ 全市町村で前払金が40%になりました。～

この度、綾町の前払金が40%になりました。

これに伴い、宮崎県内26市町村全てで、40%の前払金を請求できるようになりました。

なお、県内全市町村の前払金が40%になったのは、九州では大分、長崎、鹿児島に次いで宮崎は4番目です。

今後とも、西日本建設業保証では、中間前払等、皆様のお役に立つ前払保証制度の拡充・情報提供に努めて参りますので、制度詳細・申込手続等につきましては、弊社（電話0985-24-5656）へお問い合わせ下さい。

前金払制度実施状況一覧表

発注者名	対象金額	前払率	業務委託	中間前金払
宮崎市	100万円～	40%	30%	平成15年度採用
都城市	100万円～	40%	30%	平成20年度採用
延岡市	100万円～	40%	30%	平成20年度採用
日南市	100万円～	40%	30%	平成24年度採用
小林市	100万円～	40%	30%	平成18年度採用
日向市	300万円～	40%	30%	—
串間市	100万円～	40%	30%	平成23年度採用
西都市	100万円～	40%	30%	平成20年度採用
えびの市	100万円～	40%	30%	—
三股町	100万円～	40%	30%	平成22年度採用
高原町	100万円～	40%	30%	—
国富町	100万円～	40%	30%	平成24年度採用
綾町	100万円～	40%	30%	平成24年度採用
高鍋町	100万円～	40%	30%	平成22年度採用
新富町	100万円～	40%	30%	—
木城町	100万円～	40%	30%	平成23年度採用
川南町	300万円～	40%	—	平成24年度採用
都農町	100万円～	40%	30%	平成23年度採用
西米良村	100万円～	40%	30%	—
門川町	100万円～	40%	30%	—
美郷町	100万円～	40%	30%	平成17年度採用
諸塚村	100万円～	40%	—	平成24年度採用
椎葉村	100万円～	40%	30%	平成23年度採用
高千穂町	100万円～	40%	30%	平成23年度採用
日之影町	100万円～	40%	30%	平成23年度採用
五ヶ瀬町	100万円～	40%	30%	—

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乘せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>